

本市職員による差別事象を受けての所属長マネジメントによる確認結果について

本年6月18日に開催した「大阪市人権行政推進本部会議」において、市長から各所属長に対し、「人権侵害する行為を決して許さないという視点を常に持ち、このような事案※を二度と発生させないとの強い決意のもと、全ての職場におけるガバナンスを一層強化し、迅速な対応を徹底するとともに、同様の事案が生じていないか、所属長マネジメントのもと改めて確認するよう」指示がありました。

今般、その確認結果を取りまとめました。

【確認の対象】

全所属（24区役所、29局室）

【確認の結果】

同様の事案はない。

今回の事案は、人権尊重の社会づくりを進め、率先して人権行政を推進すべき本市職員としての責任意識が欠落していたため生じたものであり、断じて許されるものではないと認識しています。

改めて、職員一人ひとりの行為が本市の人権行政、ひいては市政全体に大きな影響を及ぼすことを全職員が認識するとともに、市として人権を侵害するいかなる行為も決して許さないという強い決意を持って、組織ガバナンスを一層強化し、差別のない人権が尊重される社会の実現に努めてまいります。

※…事案の概要等

令和6年3月18日以降、延べ3日にわたり、出張中の公用車内において、大阪港湾局の職員Aが職員Bとの会話の中で、同僚職員数名を指して、えたなどの部落差別を意図する賤称語を数十回以上にわたり執拗に繰り返しつつ誹謗中傷しました。

上司にあたる職員Bも、それらを指導する立場でありながら、さらに助長する部落差別発言を行っていました。

部落差別を意図する具体的な発言は、子どもが結婚するときはシビアになる、生まれ変わっても血は変わらない、皮をなめして暮らしている、部落地名総鑑で調べる、という趣旨の内容であり、長年にわたり差別に苦しんでこられた当事者の思いを一顧だにせず、人間の尊厳を著しく傷つける行為として、到底看過できない、極めて酷い内容でした。